

■しまね地域産業資源活用支援事業

■事業概要

農林水産品や観光資源などの地域産業資源を活用して、新商品や新サービスの開発、既存商品や既存サービスの改良、販路開拓などを行う事業者の皆さまに対し、原材料費などの経費を補助します。

■対象者

次ページの一覧表をご覧ください。

■補助額・補助率

次ページの一覧表をご覧ください。

■お問い合わせ先

島根県商工会連合会 TEL：0852-21-0651

島根県商工労働部 中小企業課 商業・サービス業支援グループ TEL：0852-22-6055

しまね地域産業資源活用支援事業 一覧表

事業区分	県内波及型	県内新規取引型	連携事業型
		県内に波及効果（既存の県内取引先との取引増など）が見られるもの	新たに県内事業者との取引を図るもの
補助対象者	県内に事業所を有する中小企業者、事業協同組合、協業組合、NPO法人、または創業者（農林漁業者除く）		商工団体等
対象経費	（共通）アドバイザー等謝金、活動旅費、原材料費など事業実施に要する経費		
		原材料・加工等の県内取引の拡大を図るために要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・業界等が連携して行う事業に要する経費 ・商工団体等による連携事業のマネジメント経費（＝事務費）
補助率	1 / 2 （機器、設備整備1/3）	2 / 3 （機器、設備整備1/3）	2 / 3（機器・設備除く） 事務費 10/10
補助額	500千円～3,000千円	500千円（※）～4,000千円 ※新商品、新サービスの研究開発、既存商品・サービスの改良のみを行う場合に限り、補助額の下限を300千円とする。	事業費 500千円～6,000千円 事務費 事業費の20%以内 または上限額400千円のいずれか
事業期間	単年度	2か年度以内	